

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第十六号

平成二十二年
三月十七日

水曜日

目次

規則

山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第九号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年三月十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「四月五日」を「四月三十日」に改める。

第十一条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第十八条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第十八条の二第一項中「第十一条第三項」を「第十一条」に、「第十八条第三項」を

「第十八条」に改める。

第四号様式を次のように改める。

様式

第十一号様式を次のように改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番